



第4期 川崎区区民会議中間報告
平成 25 年 3 月 川崎区区民会議



第4期川崎区区民会議中間報告書の発行に寄せて

目次

I	地域課題の把握と専門部会の設置	1
1	地域課題の把握	1
	(1) 区民会議委員への事前アンケートで出された区の課題	1
	(2) 平成23年度区民アンケート結果	3
2	専門部会の運営について	4
	(1) 進め方のフロー	4
	(2) 専門部会の進め方	5
3	専門部会の設置とテーマ選定	6
	(1) 専門部会の設置	6
	(2) 審議テーマの選定	8
II	審議経過	10
1	審議スケジュール	10
2	部会の審議内容	12
	(1) みんなのまちづくり部会	12
	(2) すこやか・共に生きる部会	13
III	実施方針	14
1	審議テーマ1 地域で身近な防災力（歴史・環境から学ぶ）	14
	解決策 海拔表示、避難場所の位置表示等について	14
	(1) 課題解決策の概要	14
	(2) 今後の審議の方向性	14
2	審議テーマ2 コミュニティバスの導入の促進（福祉と観光の促進）	15
	(1) 課題解決策の概要	15
	(2) 今後の審議の方向性	15
	(3) 意見書の提出	16
3	審議テーマ3 地域における健康の推進	17
	(1) 課題解決策の概要	17
	(2) 今後の審議の方向性	17
4	審議テーマ4 子どもを地域で支える・子どもの生きる力	18
	(1) 課題解決策の概要	18
	(2) 今後の審議の方向性	18
5	審議テーマ5 外国人も住みやすいまちづくり	19
	(1) 課題解決策の概要	19
	(2) 今後の審議の方向性	19

IV	提案	20
1	地域で身近な防災力	20
2	外国人市民も住みやすいまちづくり	20
V	区民会議フォーラム	21
1	目的等	21
2	日時・場所等	21
3	内容（プログラム）	21
	（1）区民会議のこれまでの主な取組と第4期の審議内容の報告	21
	（2）ポスターセッション	22
VI	臨海部視察	23
VII	過去の区民会議からの提案に基づく主な取組	24
VIII	委員・参与名簿	27
IX	関係規程	29

I 地域課題の把握と専門部会の設置

1 地域課題の把握

(1) 区民会議委員への事前アンケートで出された区の課題

- ・第4期川崎区区民会議では、第1回全体会議に先立って各委員に対して、審議課題に関するアンケートを実施しました。このアンケートでは、次のような課題が出されました。

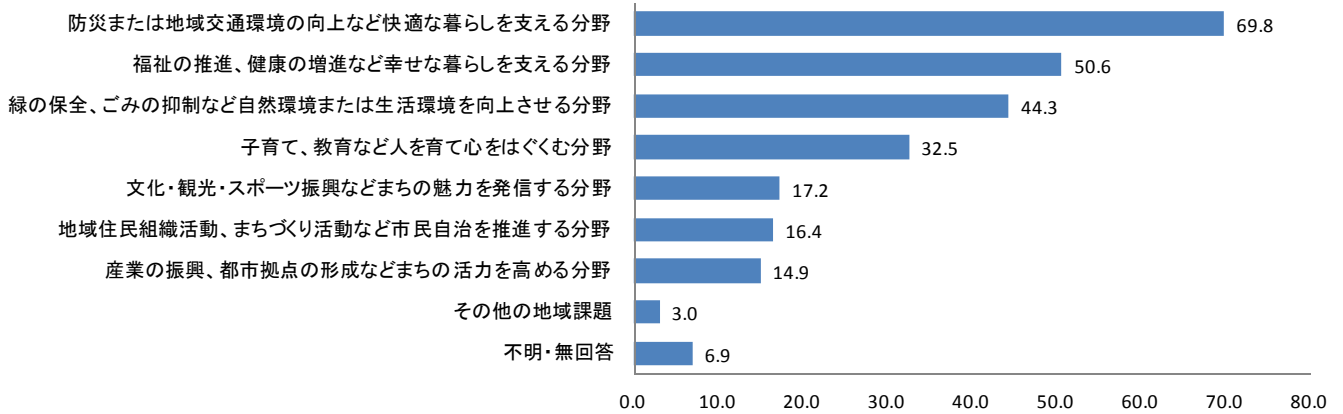
地域課題の分野	課題
1：防災又は地域 交通環境の向 上	○各地域における防災訓練の推進 ○防災知識を深める（子どもや外国人の防災認識を深める） ○避難所の充実（見直し） ○ハザードマップの効果的な周知 ○災害時の地域の対応の強化 ○防災を切り口にした地域コミュニティづくり ○東京湾の津波対策
	○コミュニティバス導入の検討（実施に向けた検討） ○区内の交通体系の検討 ○歩行者が安全に歩ける環境整備（歩車分離等） ○自転車の安全運転、ルール、マナーの周知
2：福祉の推進、 健康の増進	○誰もが安全に安心して過ごせ、歩けるまちづくり ○予防接種、住民健診の受診率向上 ○高齢者が外に出るきっかけづくり、環境整備 ○さまざまな子どもの居場所づくり

地域課題の分野	課題
3：子育て、教育	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの居場所づくり ○不登校支援 ○子どもの健康づくり ○子育て支援、地域での子育ての場づくり ○国際結婚家庭の支援 ○カラーリングなどの気軽に楽しめるスポーツを活かした地域での世代間交流の推進 ○地域の仲間づくり ○学校、家庭、地域の交流・連携
4：緑の保全などの自然環境又は生活環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○地域緑化推進・緑を増やすための活動推進 ○区の花・区の木を活用した区民の環境意識の向上 ○区の花・区の木の活用方法 ○生活環境の整備 ○街中の美化
5：産業の振興、都市拠点の形成	<ul style="list-style-type: none"> ○川崎区の資源である産業を広く知ってもらえるようなアピールの方法 ○産業、商業の活性化 ○東海道の活性化 ○歴史的資源である東海道を活かした文化・観光まちづくり ○羽田空港からの来客を活かした地域活性化
6：文化又は観光の振興	<ul style="list-style-type: none"> ○川崎区の歴史的資源を活用した観光の振興 ○多文化を活用した区の魅力づくり ○川崎区の観光スポットを回遊する仕組みづくり
7：地域住民組織、まちづくり活動、市民自治の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○町内会・自治会の活性化 ○町内会・自治会と市民活動団体の連携 ○地域でつくる安全・安心、助け合いのまちづくり
8：その他	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人も住みやすいまちづくり ○誰もが気軽に音楽を楽しむまちづくり

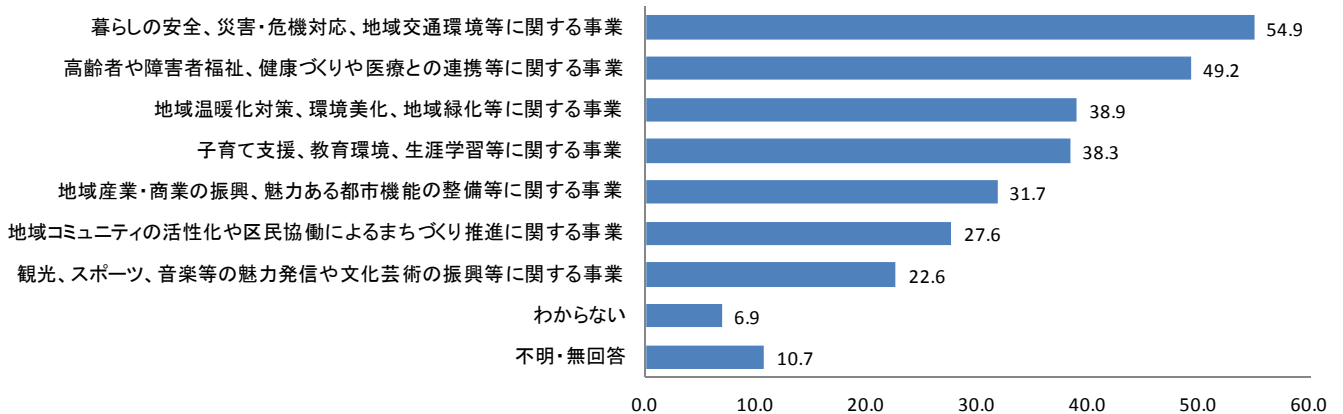
(2)平成 23 年度区民アンケート結果

- ・区民会議の審議課題については、委員から出された意見だけでなく平成 23 年度区民アンケートの結果も踏まえて選定しました。

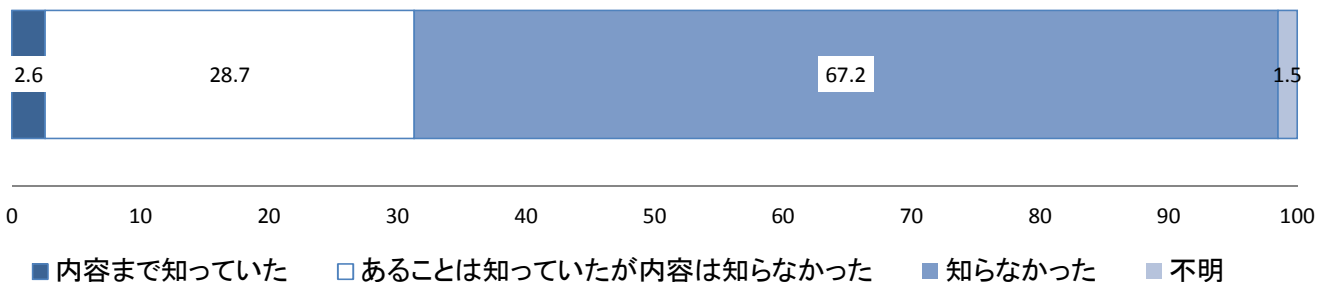
■区民会議の議題として望ましいもの



■川崎区役所の事業で今後特に力を入れてほしいもの



■区民会議の認知度

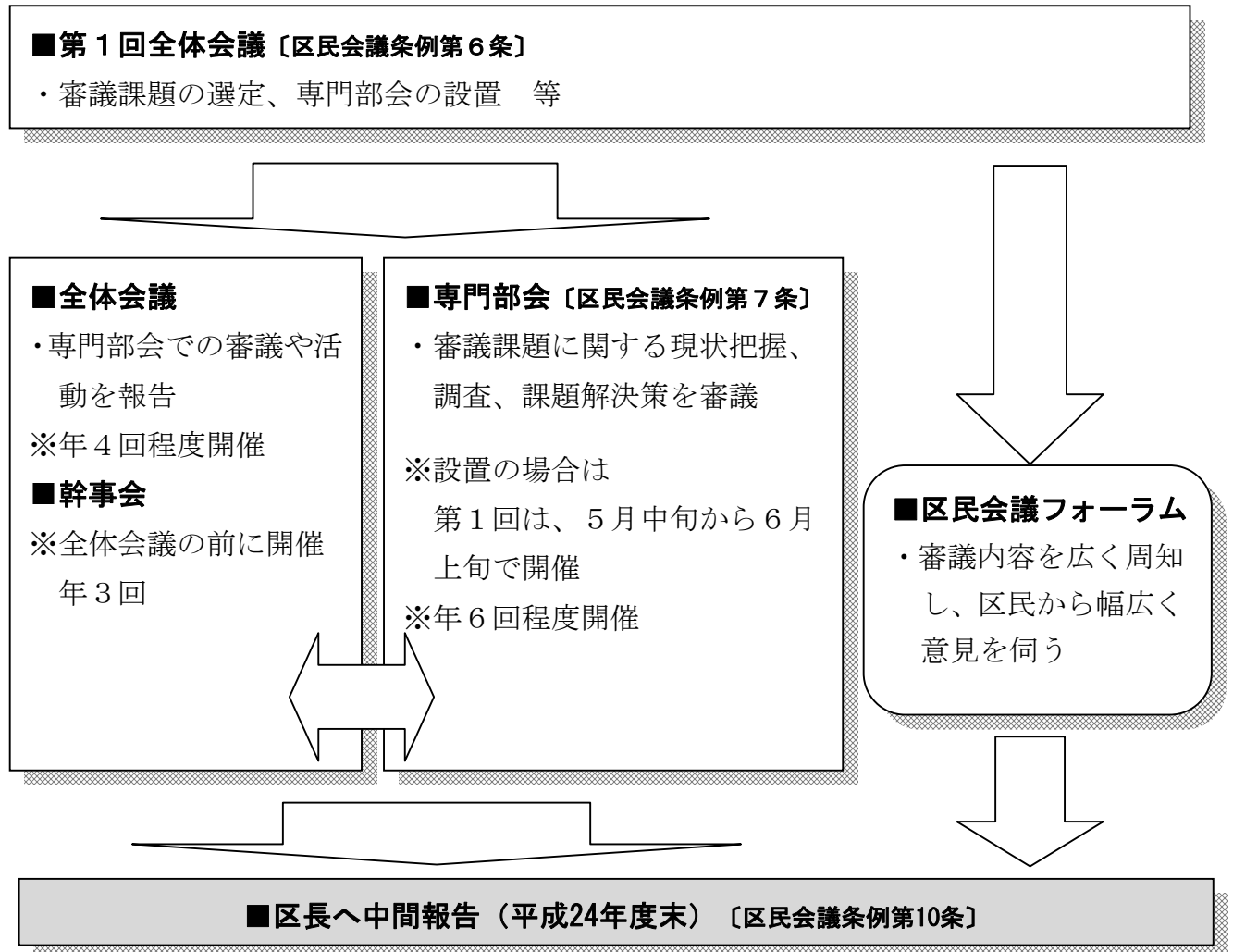


2 専門部会の運営について

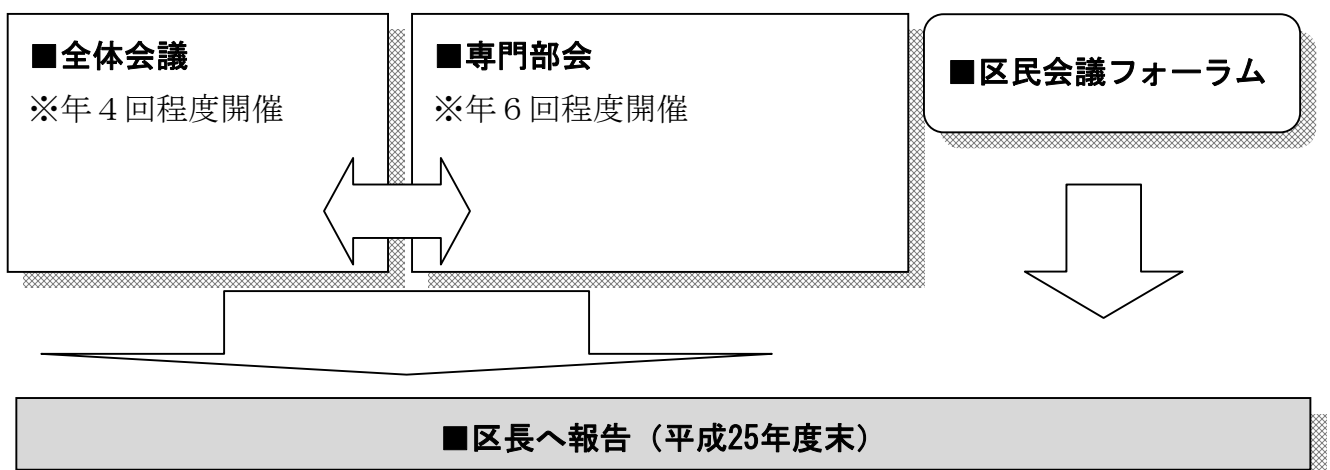
(1) 進め方のフロー

- ・第4期川崎区区民会議は、次のように進めることが決まりました。

<平成24年度>



<平成25年度>

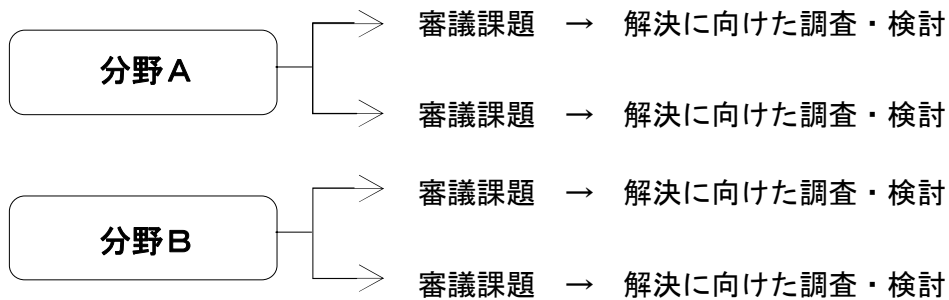


(2) 専門部会の進め方

- ・ 専門部会は、次のように運営することが決まりました。

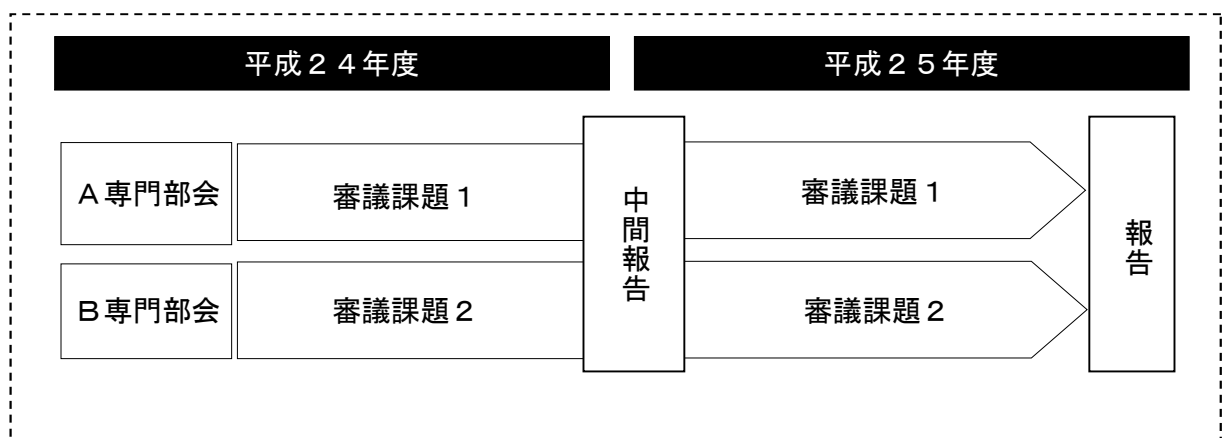
■ 分野ごとに専門部会を運営する

選定された審議課題の分野をもとにして専門部会を設置・運営し、関心のある分野の専門部会に参加の上、それに関連する審議課題を審議



専門部会での審議の進め方

■ 2年間を通じて同一部会で審議



3 専門部会の設置とテーマ選定

(1) 専門部会の設置

- ・ 2つの専門部会を次のように選定しました。

■防災、環境、地域の活性化等に関わる課題

地域課題の分野	課題
防災又は地域交通環境の向上	<ul style="list-style-type: none">(1) 各地域における防災訓練の推進(2) 防災知識を深める（子どもや外国人の防災認識を深める）(3) 避難所の充実（見直し）(4) ハザードマップの効果的な周知(5) 災害時の地域の対応の強化(6) 防災を切り口にした地域コミュニティづくり(7) 東京湾の津波対策(8) コミュニティバス導入の検討（実施に向けた検討）(9) 区内の交通体系の検討(10) 歩行者が安全に歩ける環境整備（歩車分離等）(11) 自転車の安全運転、ルール、マナーの周知
緑の保全などの自然環境又は生活環境の向上	<ul style="list-style-type: none">(1) 地域緑化推進・緑を増やすための活動推進(2) 区の花・区の木を活用した区民の環境意識の向上(3) 区の花・区の木の活用方法(4) 生活環境の整備(5) 街中の美化
産業の振興、都市拠点の形成、文化又は観光の振興	<ul style="list-style-type: none">(1) 川崎区の資源である産業を広く知ってもらえるようなアピール(2) 産業、商業の活性化(3) 東海道の活性化(4) 羽田空港からの来客を活かした活性化(5) 川崎区の歴史的資源を活用した観光の振興(6) 多文化を活用した区の魅力づくり(7) 川崎区の観光スポットを回遊する仕組みづくり(8) 歴史的資源である東海道を活かした文化・観光まちづくり



「みんなのまちづくり部会」を設置

■健康、子育て、教育、外国人市民等に関わる課題

地域課題の分野	課題
福祉の推進、健康の増進	<ul style="list-style-type: none"> ○誰もが安全に安心して過ごせ、歩けるまちづくり ○予防接種、住民健診の受診率向上 ○高齢者が外に出るきっかけづくり、環境整備 ○さまざまな子どもの居場所づくり
子育て、教育	<ul style="list-style-type: none"> ○さまざまな子どもの居場所づくり ○不登校支援 ○子どもの健康づくり ○子育て支援、地域での子育ての場づくり ○国際結婚家庭の支援 ○カローリングなどの気軽に楽しめるスポーツを活かした地域での世代間交流の推進 ○地域の仲間づくり ○学校、家庭、地域の交流・連携
地域住民組織、まちづくり活動、市民自治の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○町内会・自治会の活性化 ○町内会・自治会と市民活動団体の連携 ○地域でつくる安全・安心、助け合いのまちづくり
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人も住みやすいまちづくり ○誰もが気軽に音楽を楽しむまちづくり



すこやか・共に生きる部会

(2) 審議テーマの選定

① みんなのまちづくり部会

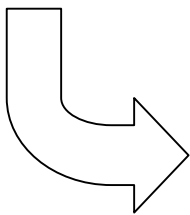
■ 審議テーマの選定理由（部会で出された主な意見）

- ・ 区民アンケートの結果では、防災に関する問題意識が非常に高くなっている。
- ・ 川崎区の歴史からみると災害時にどこが安全な場所かわかる。防災について歴史から学ぶことも必要である。
- ・ 防災については、危機管理室や区の防災会議で検討されているので、役割分担が必要である。
- ・ 津波の時の避難場所は、高い建物の上と考えられるが、屋上に出られない建物が多い。このため、津波の時の避難方法など仕組みを検討する必要がある。
- ・ 第3期区民会議では、コミュニティバスの必要性について検討した。引き続き、コミュニティバスについて検討するべきである。
- ・ コミュニティバス導入については、運営主体、具体的なルートなど運営方法を検討する必要がある。また、高齢者が病院へ行きやすくすることや区内の名所を廻れるなど、福祉や観光の視点を入れる必要がある。



○災害時に安全に避難できるようにするため、川崎区の歴史や環境の視点から防災を考える必要がある。

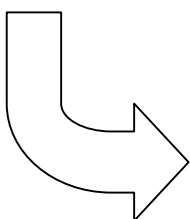
○誰もが区内を安全に安心して移動できるようにするため、福祉や観光の視点を入れたコミュニティバスの導入方法を検討する必要がある。



審議テーマ：地域で身近な防災力（歴史・環境から学ぶ）

< 審議の方向性 >

- ・ 川崎区の歴史を学び、環境の視点を入れながら避難場所や避難方法など身近な防災の検討



審議テーマ：コミュニティバス導入の促進（観光と福祉の配慮の向上）

< 審議の方向性 >

- ・ 第3期区民会議で審議されたコミュニティバス審議内容を踏まえて、福祉や観光の視点も入れたコミュニティバス導入方法の検討

②すこやか・共に生きる部会

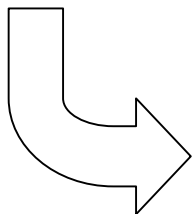
■審議テーマの選定理由（部会で出された主な意見）

- ・神奈川県は、予防接種、住民健診の受診率が低く、川崎区はさらに低い状況にある。
- ・予防接種や住民健診の案内は、外国人市民にも送られてくるが、専門的な用語が多くわかりづらい。
- ・人が生き抜く力とは、世界に通ずるテーマだと思う。このため、子どもが生き抜く力を身に着けることが大事だと思う。
- ・川崎区は外国人が多く、学校が家族とコミュニケーションをとることが難しいと言われている。
- ・外国人市民への情報の少なさや伝達方法に不自由があり、外国人市民が苦勞している。医療に関する情報についても関わってくると思う。
- ・外国人市民が住みやすいまちづくりためには、外国人市民へ必要な情報が行き届くことが必要である。

○区民の健康増進のため、予防接種、住民健診等の受診率向上の方法を考える必要がある。

○子育てや子どもが育つ環境づくりのため、子育て支援、地域での子育ての場づくり・子どもが生きる力をどう育てていくか考える必要がある。

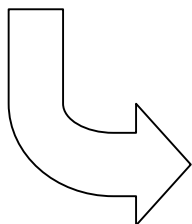
○外国人市民も住みよいまちとするため、外国人市民への十分な情報伝達の方法を考える必要がある。



審議テーマ：地域における健康の推進

<審議の方向性>

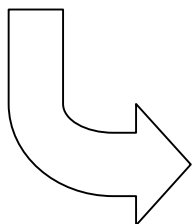
- ・予防接種、住民健診受診率向上のための啓発方法の検討
- ・啓発を行うための市民と行政の役割分担の検討



審議テーマ：子どもを地域で支える、子どもの生きる力

<審議の方向性>

- ・子どもと高齢者の交流など世代間交流の推進方法の検討
- ・さまざまな団体による世代間交流の場づくりの検討



審議テーマ：外国人市民も住みやすいまちづくり

<審議の方向性>

- ・外国人市民向けのセミナー、講習会等の開催など情報受けることができる場づくりの検討
- ・外国人市民と日本人が出会う環境づくりの検討

Ⅱ 審議経過

1 審議スケジュール

開催日	会議名	主な審議の内容	出席
平成24年 4月23日	第1回全体会議	<ul style="list-style-type: none"> 第4期川崎区区民会議の進め方について 審議課題の分野の選定について 	委員：18人 参与：4人 傍聴：2人
5月29日	第1回みんなの まちづくり部会	<ul style="list-style-type: none"> 審議課題の選定について 審議スケジュールについて 専門部会の名称について 	委員：10人 傍聴：1人
5月30日	第1回すこやか・ 共に生きる部会	<ul style="list-style-type: none"> 審議課題の選定について 審議スケジュールについて 専門部会の名称について 	委員：7人
7月2日	第2回すこやか・ 共に生きる部会	<ul style="list-style-type: none"> 第1回専門部会の審議内容の確認について 審議スケジュールについて 審議課題について 	委員：5人
7月5日	第2回みんなの まちづくり部会	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な審議課題の選定について 審議スケジュールについて 専門部会の名称について 	委員：8人 傍聴：1人
7月11日	第1回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> 第2回全体会議の運営について 区民会議フォーラムについて 	委員：4人
7月23日	第2回全体会議	<ul style="list-style-type: none"> 専門部会の進捗状況について 区民会議フォーラムについて 	委員：17人 参与：3人 傍聴：2人
9月5日	第3回みんなの まちづくり部会	<ul style="list-style-type: none"> 川崎区の防災について 審議課題について 	委員：10人
9月12日	第3回すこやか・ 共に生きる部会	<ul style="list-style-type: none"> 審議スケジュール及び審議課題について 	委員：7人

開催日	会議名	主な審議の内容	出席
9月18日	第2回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> 第3回全体会議の運営について 区民会議フォーラムについて 臨海部視察について 	委員：4人
9月26日	第3回全体会議	<ul style="list-style-type: none"> 専門部会の進捗状況について 区民会議フォーラムについて 臨海部視察について 	委員：17人 参与：1人 傍聴：3人
10月24日	基幹的防災拠点・臨海部視察（第4回部会）		
11月24日	区民会議フォーラム		
平成25年 1月15日	第5回すこやか・ 共に生きる部会	<ul style="list-style-type: none"> 予防接種に関わるアンケートについて 他都市のこども支援に関わる取組について 	委員：5人
1月16日	第5回みんなの まちづくり部会	<ul style="list-style-type: none"> 地域で身近な防災力（歴史・環境から学ぶ）について コミュニティバス導入の促進（福祉と環境の向上）について 	委員：9人
1月22日	第3回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> 第4回全体会議の運営について 中間報告書について 区民会議交流会について 	委員：4人
1月29日	第4回全体会議	<ul style="list-style-type: none"> 専門部会の進捗状況について 中間報告書について 区民会議交流会について 	委員：15人 参与：1人
2月25日	第6回みんなの まちづくり部会	<ul style="list-style-type: none"> 地域で身近な防災力（歴史・環境から学ぶ）について コミュニティバス導入の促進（福祉と環境の向上）について 中間報告書について 	委員：7人 傍聴：1人
2月26日	第6回すこやか・ 共に生きる部会	<ul style="list-style-type: none"> 予防接種に関わるアンケートについて 他都市のこども支援に関わる取組について 中間報告書について 	委員：6人
3月6日	第4回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> 第5回全体会議の運営について 中間報告書（案）について 	委員：3人
3月12日	第5回全体会議	<ul style="list-style-type: none"> 専門部会の進捗状況について 中間報告書（案）について 	委員： 参与： 傍聴：

2 部会の審議内容

(1) みんなのまちづくり部会

日程	内容
第1回 平成24年5月29日	<ul style="list-style-type: none"> ● 審議課題の選定について 各委員から出された事前アンケートの結果を基に、審議テーマの検討を行い、次回の専門部会で決定することを確認しました。 「地域で身近な防災力（歴史・環境から学ぶ）」 「コミュニティバス導入の促進（福祉と環境の向上）」 ● 専門部会の名称について 次回の専門部会で決定することを確認しました。
第2回 平成24年7月5日	<ul style="list-style-type: none"> ● 具体的な審議課題の選定について 各委員から出された事前アンケートの結果を基に、審議テーマを2つに集約しました。 「地域で身近な防災力（歴史・環境から学ぶ）」 「コミュニティバス導入の促進（福祉と環境の向上）」 ● 専門部会の名称について 「まちづくり」という言葉は、防災、地域交通環境、自然環境や文化・観光の振興など、さまざまな分野について、効果的に審議できることから、「みんな」という言葉は、地域のみなさんでまちづくりに取り組むという考えから選びました。
第3回 平成24年9月5日	<ul style="list-style-type: none"> ● 川崎区の防災について 川崎区役所危機管理担当職員から、川崎区地域防災計画、川崎区危機管理地域協議会、自主防災組織について説明を受け、ヒアリングを実施しました。 臨海部の防災対策の現状を知るため、今回は東扇島にある基幹的広域拠点視察することを確認しました。
第4回 平成24年10月24日	<ul style="list-style-type: none"> ● 基幹的防災拠点・臨海部視察 すこやか・共に生きる部会と合同開催
第5回 平成25年1月16日	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域で身近な防災力（歴史・環境から学ぶ）について これまでに提出された意見を基に海拔表示、避難場所の位置表示、津波の時の避難場所、沿岸部の樹木の植栽について、審議していくことを確認しました。 ● コミュニティバス導入の促進（福祉と環境の向上）について 地域交通導入までの取組手順の調査、市内他区のコミュニティバスの状況の確認、第3期で行ったコミュニティバスに関するアンケートの調査分析を行いました。今後、市役所の交通政策に関する部署へのヒアリング等を実施していくことを確認しました。
第6回 平成25年2月25日	<ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティバス導入の促進（福祉と環境の向上）について 市の交通政策担当部署から市総合都市交通計画（案）の説明や市におけるコミュニティバスの現状の説明を受けました。 ● 中間報告書について 中間報告書の掲載内容を確認しました。

(2)すこやか・共に生きる部会

日程	内容
第1回 平成24年5月30日	<ul style="list-style-type: none"> ●審議テーマの選定について 各委員から出された事前アンケートの結果を基に、審議テーマを3つに集約しました。 「地域における健康の推進」 「子どもを地域で支える、子どもの生きる力」 「外国人市民も住みやすいまちづくり」 ●専門部会の名称について 「すこやか」という言葉は、子どもから高齢者まで幅広い年齢層が健康に暮らせるまちづくりを目指して、「共に生きる」という言葉は、子どもと、高齢者と、外国人市民と共に生きるという意味で部会名を決定しました。
第2回 平成24年7月2日	<ul style="list-style-type: none"> ●審議課題について 各審議テーマについて意見を出しました。 <ul style="list-style-type: none"> ・「地域における健康の推進」 川崎区は予防接種の受診率が低い。 ・「子どもを地域で支える、子どもの生きる」 子どもが相談できる場所等、子どもを支える環境づくりが必要 ・「外国人市民も住みやすいまちづくり」 外国人市民に十分な情報が届いていない。
第3回 平成24年9月12日	<ul style="list-style-type: none"> ●審議課題について 各審議テーマについて、調査審議を行いました。予防接種について、年齢が上がるにつれ接種率が低くなる原因を調査するアンケートを行うことを確認しました。 子どもについては、参考として次回他都市で行っている子ども支援に関わる先進的な取組を調査することを確認しました。 外国人市民への情報については、予防接種や住民健診が外国人市民にとって専門用語が多くわかりづらい。関係機関にヒアリングを行い、検証することを確認しました。
第4回 平成24年10月24日	<ul style="list-style-type: none"> ●基幹的防災拠点・臨海部視察 みんなのまちづくり部会と合同開催
第5回 平成25年1月15日	<ul style="list-style-type: none"> ●予防接種に関わるアンケートについて アンケートの概要（実施目的、対象者、サンプル数、配布・回収方法）、今後のスケジュールを確認しました。調査項目については、次回検討することを確認しました。 ●他都市のこども支援に関わる取組について 今後の課題解決の参考とするため、京都府で行っている先進的な取組事例を調査しました。
第6回 平成25年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ●予防接種に関わるアンケートについて 対象、スケジュール等を確認し、調査項目を審議しました。 ●中間報告書について 中間報告書の掲載内容を確認しました。

Ⅲ 実施方針

この1年間調査審議してきた内容を審議テーマごとに分類し、実施方針としてまとめました。

1 審議テーマ1:地域で身近な防災力(歴史・環境から学ぶ)

解決策 海拔表示、避難場所の位置表示等について

(1)課題解決策の概要

川崎区は、市内で唯一海に面している区であり、津波の被害が懸念されます。

津波が発生した時は、一刻も早く高いところに避難する必要がありますが、外出している時など現在地の海拔がどのくらいなのかを知ることは難しいものと考えられます。

このようなことから、避難勧告又は避難指示が出されたときに迅速に避難することができるように地域の身近な場所に、海拔表示を設置するとともに、区民の誰もがすぐに避難できるよう避難施設の位置、現在地等がわかる表示が必要です。

(2)今後の審議の方向性

誰もが目にしやすいような場所に、わかりやすい表示を設置することが必要です。

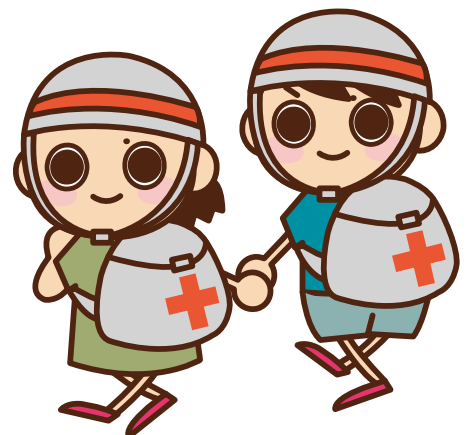
今後は設置場所や外国人市民への配慮等、地域住民の意見を踏まえ審議していきます。

<海拔表示設置イメージ>



<海拔表示イメージ>

海拔 m 浸水深 m 



2 審議テーマ2:コミュニティバス導入の促進(福祉と観光の促進)

(1)課題解決策の概要

川崎区では、川崎駅につながるバス路線は充実していますが、大師地区と田島地区とを直接結ぶバス等、南北の主要な施設を結ぶ交通機関がない状況です。

このようなことから、地域の利便性向上や福祉、観光の視点を入れた回遊性の高いコミュニティバス導入の検討が必要です。

(2)今後の審議の方向性について

今後は、地域住民の利便性向上や福祉、観光の観点から、川崎区におけるコミュニティバス導入も含め、地域交通のあり方などについて審議していきます。

※参考 地域交通導入のフロー

ステップ0 地域住民等で検討体制を構築

- ・地域交通に関して地域で取組を始める場合、地域が抱える交通の問題や今後の取組み方針などを地域で考えるための場として協議会等の検討体制を構築する。



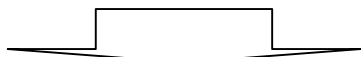
ステップ1 地域ニーズの把握と市の交通サービスの評価

- (1) 地域ニーズ・概算需要の把握
- (2) 地域交通の評価



ステップ2 既存交通手段及びシステムの見直し

- (3) 既存の交通手段及びシステムの見直し案の作成
- (4) 事業者に対し、見直し案の検討依頼



ステップ3 新たな交通手段及びシステムの選択

- (5) 運行目的、運行方針の立案
- (6) 走行環境の調査(ルートの選定)
- (7) 新たな交通手段及びシステムの選択
- (8) 運行主体・運行計画(案)の作成
- (9) 走行環境手続の実施



ステップ4 運行実験の実施

- (10) 運行実験計画書の作成 (11) 運行実験の実施
(12) 運行実験の評価 (定めた目標の達成度)



ステップ5 試行運行の実施

- (13) 試行運行計画書の作成 (14) 試行運行の実施 (15) 試行運行の評価



ステップ6 本格運行

- (16) 本格運行計画書の作成 (17) 本格運行 (18) 本格運行の評価



(3)意見書の提出

- ・川崎市総合都市交通計画（案）に関わるパブリックコメント（意見募集期間：平成25年2月1日～3月4日）について、次のとおり区民会議として意見を提出しました。

①重点施策3 市民生活を支える公共交通の強化について

区内でバスの運行が少ない大師地区から小田地区を結ぶ路線バスを充実させ、高齢者等の利便性や外出の向上につながることを

②重点施策5 臨海部の交通機能の強化について

川崎駅からキングスカイフロントや臨海部を結ぶバス路線の充実を図るとともに、田島地区等の区内の拠点を経由するバス路線を整備すること

3 審議テーマ3:地域における健康の推進

(1)課題解決の概要

川崎区は、全国の中で、子どもの予防接種の接種率、住民健診の受診率が低い状況にあります。また、子どもの予防接種については、学年が上がるほど接種率が低くなっています。

このようなことから、子どもの予防接種について、保護者にアンケートを実施し、その結果を踏まえ、予防接種の理解を深めてもらう方法を検討することが必要です。

平成22年度MR（麻しん・風しん混合ワクチン）予防接種率

	第1期	第2期	第3期	第4期
川崎区	95.3%	83.7%	61.1%	48.2%
市平均	96.1%	87.6%	73.2%	59.2%
全国平均	95.7%	92.2%	87.3%	78.9%

※ 第1期：生後12月から生後24月に至るまでの間の者

第2期：小学校入学前の年度1年間

第3期：13歳となる日の属する年度にある者

第4期：18歳となる日の属する年度にある者

平成22年度川崎市国民健康保険特定健康診査受診率

対象者：40～74歳に達する国民健康保険被保険者

川崎区	17.0%
市平均	20.7%
全国平均	43.3%

(2)今後の審議の方向性について

今後は、予防接種に関する保護者アンケートの内容を検討します。アンケートの調査結果や地域の各種団体の意見を踏まえ、予防接種の理解を深めてもらえるよう効果的な方法を審議していきます。



4 審議テーマ4:子どもを地域で支える・子どもの生きる力

(1)課題解決策の概要

子どもを健全に育てていくためには、地域で子どもが安心して過ごせる場所や気軽に相談できる場所など、地域全体で連携しながら子ども達を支えていくことが望まれます。

このようなことから、地域で子どもの育成支援を行っている団体同士の情報共有や連携を図る仕組みを検討することが必要です。

(2)今後の審議の方向性

ア 子どもを支える団体が連携する仕組みの検討

区内には、子どもの育成支援に関わる地域活動団体があり、それぞれの団体は専門分野を持って活動しています。各団体間の情報共有が図れると更に効果的な取組みにつながると考えられます。

今後は、地域活動団体同士の情報の共有や連携が図れる仕組みについて、地域の各種団体の意見を踏まえ、審議していきます。

イ 他都市の取組事例等の調査

子ども支援策について、他都市の先進事例を調査していきます。



■京都府ひきこもり支援情報ポータルサイトの開設等の取組例

主な利用内容	相談機関名	相談時間等
ひきこもりに関する専門相談、訪問、家族教室	ひきこもりに関する相談窓口 ひきこもり支援センター(京都市) (京都市青少年支援センター内) 京都府山田区清水 075-521-6199	電話相談(月曜日～金曜日、10時～13時を抜く、13時～17時) 面談相談(要予約)
子ども・若者の社会参加、社会参加に繋がる相談(ネット、ひきこもり、千葉校など)	子ども・若者総合相談窓口 ①京都市青少年支援センター内 京都市中央区 075-708-9460 ②京都市教育相談総合センター(こどもプラザ内) 京都市中央区 075-713-6557	対象:京都市内在住の30歳以下の子どもの若者 (1)月～土曜日、10時～13時(ただし、水曜日休まず) (2)月～金曜日、10時～17時 (3)月～金曜日、10時～13時(ただし、第2・4水曜日は抜く) 第2・4水曜日:土曜日・日曜日、10時～17時
	京都府精神保健福祉センター 〒600-8585 京都市中京区 075-741-1111	電話相談(月曜日～金曜日、10時～13時を抜く、13時～17時)

5 審議テーマ5:外国人も住みやすいまちづくり

(1)課題解決策の概要

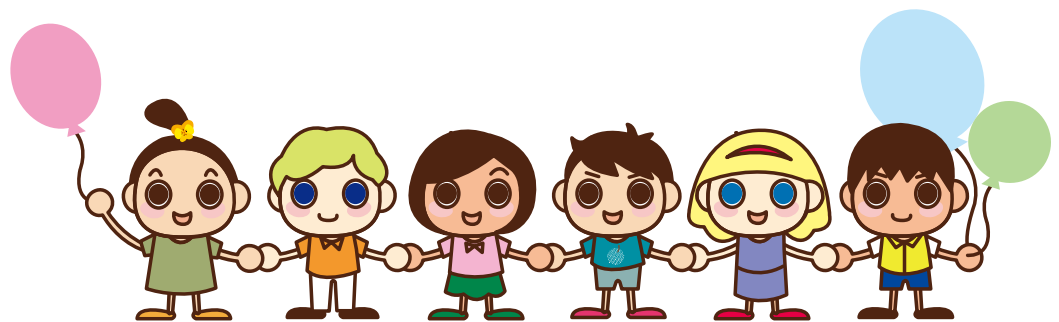
川崎区では、外国人市民が多く住んでいることもあり、生活の中で必要となる行政情報を一部多言語で広報しています。しかしながら、必要な情報が確実に届いていない状況が見受けられます。

このようなことから、外国人市民にも重要な子どもの健康や防災などの情報が確実に伝わる方法を検討することが必要です。

(2)今後の審議の方向性

今後は、「審議テーマ3 地域における健康の推進」「審議テーマ4 子どもを地域で支える、子どもの生きる力」の中で、外国人市民向けに、健康や防災等の情報を効果的に伝えていく方法について審議していきます。

外国人市民への情報提供、応接や広報の課題等について、区役所の窓口の職員等に調査を行います。



IV 提案

「Ⅲ 実施方針」のうち、具体的な解決策の方向性が決まったのものについて、区民会議から区へ提案します。

1 地域で身近な防災力の向上に向けて

☆海拔表示、避難所場所の位置表示等の設置を提案します

防災対策について、市内で唯一海に面している川崎区は、津波への対策も準備していく必要があります。いざ津波が発生した時は一刻も早く高いところに避難する必要があります。

そのため、現在地の海拔がどのくらいの高さなのか分かるような表示や避難施設の場所や現在地等が分かるような表示を設置することを提案します。

表示については、誰もが目にしやすい場所とするため、公共施設等の他、地域の協力を得ながら町内会の掲示板等に設置することが望まれます。

また、川崎区は外国人も多く住んでいることから、誰もが理解できるようにするため、海拔表示については、多言語でわかりやすく表示することを提案します。

2 外国人市民も住みやすいまちづくりに向けて

☆子どもの健やかな成長に向けた効果的な情報の伝達を提案します

外国人市民も住みやすいまちづくりについて、区内には多くの外国人市民が生活しています。外国人市民が安全・安心に生活を営む上では、行政から発信する情報を確実に届ける必要があります。

特に子どもの健康に関わることは重要な情報の一つです。

そのため、子どもの健康の中でも予防接種について、その必要性を正しく伝えるために、多くの外国人市民が使用する英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語等の6ヶ国語で広報資料を作成することを提案します。

外国人市民は、それぞれ育った国が違うことから、予防接種に関する考え方も違いがあると考えられますので、広報資料の作成時には、理解を深めてもらうための工夫が必要です。

さらに、広報資料を外国人市民に効果的に伝えるために、地域ぐるみで協力していくことが望まれます。

V 区民会議フォーラム

1 目的等

区民会議の審議内容を区民に広く周知するとともに、審議内容について区民から意見を出してもらうことを目的としています。

今年度は多くの区民の参加が得られ、事業理解の向上を図られるよう、区制40周年記念事業「歴史文化と花のまちフェスティバル」と同時開催しました。

2 日時・場所等

日 時：平成24年11月24日（土）15時15分～15時45分

場 所：サンピアンかわさき ホール・ホワイエ

参加者：75名

3 内容(プログラム)

(1)区民会議のこれまでの主な取組と第4期の審議内容の報告

ア これまでの主な取組の報告

- ・高齢者が安全安心に外出できる環境整備のために
(高齢者ウォーキングガイドブックの作成)
- ・地域全体で子育てを応援する環境づくりに向けて
(カローリングを活用した世代間が交流する場の拡充)
- ・環境意識の高まりによる地域緑化の促進に向けて
(区の花・区の木の設定、効果的な活用)

イ 第4期審議経過及び審議内容の報告

- ・みんなまちづくり部会
- ・すこやか・共に生きる部会



(2)ポスターセッション

第4期区民会議の審議内容をパネルにまとめ展示し、区民のみなさんから意見をいただきました。

区民のみなさんからいただいた主な意見(回答数:40件)

【防災関係】

- ・共働きの家庭が多くなっているため、親が帰るまで子どもだけで家にいることも少なくありません。そんな時、震災があると親が帰宅困難になり、子どもだけで過ごすこととなります。地域の協力があると助かります。
- ・防災計画は、市レベルでなく町内会・近隣で計画した方がよいです。
- ・津波発生の時、近い所に高い避難場所がない。近い場所に高い避難場所が必要です。

【地域交通関係】

- ・駅に行くには便利だが、横移動が不便です。
- ・京町、小田地区から、川崎区役所、病院等に行くバスがなくとても不便です。

【健康関係】

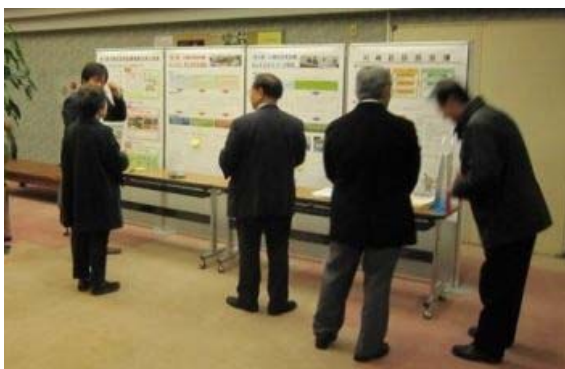
- ・子どもが多いと経済的に負担が大きいです。
- ・中学校まで予防接種を無料にしてほしいです。

【子育て関係】

- ・地区全体で子どもを見守ることが必要と考えます。
- ・子どもをしっかり叱れる地域の大人が必要です。

【外国人市民関係】

- ・地域で外国人に話しかけられてもコミュニケーションが難しいです。
- ・外国人市民が町内会の存在を知らないのではないかと思います。



VI 臨海部視察

1 目的

第4期区民会議の審議テーマの「地域で身近な防災力」の審議調査のあたり、川崎区内の防災拠点等を視察することにより、防災対策の現状を把握することを目的としています。

2 日程、視察場所等

日 程：平成24年10月24日（水）

視 察 先：東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（東扇島地区）、臨海部工場地帯

参加委員：12名

・東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（東扇島地区）

平成20年4月に供用が開始され、発災時は救援物資などの海上輸送、河川舟運、陸上輸送への中継地、広域支援部隊の一時集結地、ベースキャンプとして機能します。平常時には環境に配慮した海と緑と人がふれあう多目的広場となります。



・市巡視船から見た臨海部工場地帯

京浜運河から臨海部の工場の様子を確認しました。



VII 過去の区民会議からの提案に基づく主な取組

<第1期>(平成18年7月1日～平成20年6月30日)

提言		取組状況	
イメージアップ	区のイメージアップ	まちを花で飾る	アメリカンフットボールワールドカップ2007の開催に合わせて、JR川崎駅から川崎球場までの動線を花で飾る活動を実施。開催後は、川崎区エコプロジェクト事業として、公共施設等の植栽活動を継続実施。
		川崎駅周辺の公共看板の見直し	JR川崎駅周辺の環境美化のため、街路灯への路上喫煙禁止・自転車放置禁止ステッカーの張り付け、放置自転車、看板の道路不法占用パトロールを実施。川崎区放置自転車等対策事業等として継続実施。
		重点的な自転車対策の実施	
		オープンカフェ稲毛公園の開催	アメリカンフットボールワールドカップ2007の開幕に合わせて開催。
子育て支援	次世代を担う子どもの安全・安心を中心とした地域子育て支援関連	地域見守り看板の設置	「ながら見守り活動」を呼びかける「地域見守り看板」の設置、「こども安全の日」(毎月1日・10日)の設定、青色回転灯を装着した車両でのパトロールを実施。安全・安心まちづくり事業として継続実施。
		「安全・安心推進の日」の設定	
		青色回転灯装着車パトロールの実施	
地域防災	地域コミュニティの充実関連	外国人市民のための防災マップの作成	6か国語の防災マップ及び携帯用の緊急連絡カードを作成。
		自主防災組織の設立を支援	大規模集合住宅などを対象に防災に関する施設の見学や説明会の開催など、自主防災組織の設立を支援。地域防災活動支援事業として継続実施。
シニアパワー		東扇島シニアイベントの実施	地域活動の担い手として期待されるシニア世代を対象としたイベントを開催。シニアパワー事業として継続実施。

<第2期>(平成20年7月1日～平成22年3月31日)

提言		取組状況	
手をつなごう、地域のつながり	人づくり、世代のつながり	スポーツを通じた交流の実施	地域交流を図るため「カローリング」を活用した取組を実施。地域・生涯スポーツ振興事業として継続実施。
		シニア世代の地域活動参加促進ツアーの開催	地域活動の担い手として期待されるシニア世代を対象としたイベントを地域団体との協働にもと開催。シニアパワー事業として継続実施。
		「地域の縁側」の支援	新たな「地域の縁側」の設置、機能の充実支援。地域の縁側活動推進事業として継続実施。
	防災訓練	防災訓練(防災フェア)への外国人市民や障害者などの参加促進	地域の外国人市民等も一緒になった防災訓練(防災フェア)を実施。
		東扇島東公園防災施設の視察	地域の防災組織を対象に、防災施設の視察を実施。
	外国人市民	外国人市民向けメルマガの配信	外国人市民向けに6か国語による携帯電話のメールマガジンの配信を実施。メルマガ「インターコムかわさき」配信事業として継続実施。
		外国人市民向け広報の充実、強化	区ホームページの外国人市民のページの内容を充実。広報・広聴事業として継続実施。
	地球環境とエコ	地域緑化	緑のカーテンづくり
第1期の「まちを花で飾る」活動の拡充			
公共施設の緑化推進			
地域や家庭での環境意識向上のための啓発・教育		環境エコ期間(週間)の設定	
		環境意識向上ポスターの作成	
		環境先進企業見学の実施	
環境出前講座の実施			

＜第3期＞（平成22年4月1日～平成24年3月31日）

提言		取組状況	
高齢者	高齢者が安全安心に外出できる環境整備のために	ウォーキングガイドブックの作成、効果的な活用	高齢者が安全・安心に地域の魅力を知り、健康的に活用できるよう作成したウォーキングガイドブックをウォーキングイベント等で配布。
		コミュニティバスの導入に向けて検討の継続	第4期区民会議「みんなのまちづくり部会」にて、コミュニティバス導入を継続審議。
子ども	地域全体で子育てを応援する環境づくりに向けて	地域の人と子育て中の親が出会うための世代間交流プログラムの実施	第4期区民会議「すこやか・共に生きる部会」にて、継続審議。
		こころのつながりが必要な子どもを地域全体で支えるための活動	
		自由に思いきり遊ぶための場所づくり・人材の育成	
		地域連携による健康出前講座の継続	区内中学生を対象に予防接種やたばこの害などの健康出前講座を実施。
		カラーリングを活用した世代間が交流する場の拡充	地域活動団体と協力し、さまざまな世代が参加した「いきいきカラーリング大会」を実施。
環境	環境意識の高まりによる地域緑化の促進に向けて	ポスターコンクールの継続・地域での活用	平成21年度から区内小学校6年生を対象に実施しているポスターコンクール。平成24年度は、82作品の応募があり、入賞者に対し、表彰式で賞状を授与。
		「区の木」「区の花」の制定・効果的な活用	平成24年4月1日に迎える区制40周年を記念して、「区の花」「区の木」を制定しました。区の花は「ひまわり」「ビオラ」、区の木は「銀杏」「長十郎梨」に決定。制定後は、植栽、ロゴマークの作成、イベントでの活用等、地域と連携した取組を実施。

VIII 委員・参与名簿

第4期川崎区区民会議委員名簿

平成24年11月28日現在

No.	氏名	分野	推薦団体	部会※	
				み	す
1	あらい ときこ 新井 トキ子	団体推薦【(1)防災・地域交通】	川崎区安全・安心まちづくり推進協議会		○
2	いしわた かつろう 石渡 勝朗	団体推薦【(2)福祉・健康】	川崎区保護司会		●
3	すずき しん 鈴木 真		川崎区医師会 (社団法人 川崎市医師会)		○
4	とみた よりと 富田 順人		社会福祉法人 川崎市川崎区社会福祉協議会		○
5	こいずみ ただゆき 小泉 忠之	団体推薦【(3)子育て・教育】	川崎区民生委員児童委員協議会		○
6	はた たくじ 秦 琢二		川崎区PTA協議会		○
7	ふじおか れいこ 藤岡 玲子	団体推薦【(4)自然・生活環境】	川崎区市民健康の森 海風の森をMAZUつくる会	○	
8	とむら まさふさ 戸村 正房	団体推薦【(5)産業・まちの活力】	かわさきタウンマネジメント機関	○	
9	よしの ちさお 吉野 智佐雄	団体推薦【(6)文化・観光】	特定非営利活動法人 かわさき歴史ガイド協会	○	
10	よねやま みのる 米山 実		川崎区文化協会	○	
11	あいはら あきら 藍原 晃	団体推薦【(7)地域組織・まちづくり】	川崎区連合町内会	●	
12	あかま やすお 赤間 靖夫		川崎区まちづくりクラブ	○	
13	てらお ういち 寺尾 宇一	団体推薦【(8)地域特性】	川崎商工会議所	◎	
14	あらい かずなり 新井 一成	公募	—	○	
15	いわせ きぬよ 岩瀬 絹代		—	○	
16	きじま ちえ 木島 千栄		—	○	
17	たかはしよしみつ 高橋 義光	区長選任（高齢者関係）	—		○
18	はら ちよこ 原 千代子	区長選任（多文化共生、子ども関係）	—		○
19	ふかさわ かおり 深澤 香織	区長選任（子ども関係）	—		○

※み：みんなのまちづくり部会、す：すこやか・共に生きる部会

※部会欄「◎」は委員長、「●」は部会長

平成24年11月28日現在

川崎区区民会議参与名簿

50音順・敬称略

【市議会議員】

	氏名
1	いづか まさよし 飯塚 正良
2	いわさき よしゆき 岩崎 善幸
3	さかもと しげる 坂本 茂
4	さの よしあき 佐野 仁昭
5	しまぎき よしお 嶋崎 嘉夫
6	ためや よしたか 為谷 義隆
7	はまだ まさとし 浜田 昌利
8	はやし ひろみ 林 浩美
9	みやはら はるお 宮原 春夫

【県議会議員】

	氏名
1	さかい まなぶ 栄居 学
2	すぎやま のぶお 杉山 信雄
3	にしむら 西村くにこ

市議会議員9人、県議会議員3人、合計12人

区 関係規程

川崎市区民会議条例

平成18年3月23日

条例第11号

(目的及び設置)

第1条 区民（川崎市自治基本条例（平成16年川崎市条例第60号）第22条第1項に規定する区民をいう。以下同じ。）の参加及び協働による区における地域社会の課題の解決を図るための調査審議を行い、もって暮らしやすい地域社会の形成に資するため、各区に区民により構成される区民会議を設置する。

(名称)

第2条 区民会議の名称は、その置かれた区の名称を冠するものとする。

(所掌事務)

第3条 区民会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 区における地域社会の課題を把握し、その解決を図るための方針及び方策について調査審議を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項について調査審議を行うこと。

(組織等)

第4条 区民会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 区の区域内において規則で定める分野における活動を行う団体から推薦された者
- (2) 区民会議の委員に応募した者
- (3) その他区民会議の目的を達成するために区長が必要と認めた者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 区民会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、区民会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 区民会議は委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

2 区民会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(専門部会)

第7条 区民会議は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

(関係者の出席)

第8条 区民会議は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(区民会議参与)

第9条 川崎市の議会の議員及び神奈川県議会の議員は、その議員の選挙区とされる区の区民会議の会議に出席することができる。

2 前項の規定により会議に出席した議員は、区民会議参与として必要な助言をすることができる。

(区長等の役割)

第10条 区長は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、区民との協働の推進、関係機関との連携その他必要な取組により、区における暮らしやすい地域社会の形成に努めるものとする。

2 市長その他の執行機関は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、前項に規定する区長の役割が的確に果たされるための必要な措置を講ずるよう努めるとともに、当該結果を市政に反映するよう努めるものとする。

(庶務)

第11条 区民会議の庶務は、各区役所において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、区民会議の組織に関し必要な事項は規則で定め、区民会議の運営に関し必要な事項は委員長が区民会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市区民会議条例（平成18年川崎市条例第11号。以下「条例」という。）第4条第2項第1号及び第12条の規定に基づき、区民会議の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(課題の選定)

第2条 区民会議は、区民会議の委員が自らの活動等を通じて把握した課題及び区役所が業務を通じて把握した課題のうちから調査審議すべき課題を適切に選定するものとする。

(分野)

第3条 条例第4条第2項第1号に規定する規則で定める分野は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 防災又は地域交通環境の向上など安全で快適な暮らしを支える分野
- (2) 福祉の推進、健康の増進など幸せな暮らしを支える分野
- (3) 子育て、教育など人を育て心をはぐくむ分野
- (4) 緑の保全、ごみの抑制など自然環境又は生活環境を向上させる分野
- (5) 産業の振興、都市拠点の形成などまちの活力を高める分野
- (6) 文化又は観光の振興などまちの魅力を発信する分野
- (7) 地域住民組織活動、まちづくり活動など市民自治を推進する分野
- (8) 前各号に定めるもののほか、各区の地域特性に応じた課題に関する分野

(専門部会)

第4条 区民会議は必要に応じ委員で構成される専門部会を設置し、専門部会は専門的事項に関する調査検討を行うものとする。

- 2 専門部会に属すべき委員は、委員長が区民会議に諮って指名する。
- 3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員の互選により定める。
- 4 専門部会は、調査検討のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 5 部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の調査検討の経過及び結果を区民会議に報告するものとする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、区民会議の組織に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

川崎区区民会議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市区民会議条例（平成18年川崎市条例第11号。以下「条例」という。）第1条の規定に基づき設置する川崎区区民会議（以下「区民会議」という。）の組織について、川崎市区民会議条例施行規則（平成18年規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(課題の調査審議)

第2条 区民会議は、緊急性、重要性、実現性などを考慮して課題を選定し調査審議するものとする。
2 区民会議は、会議毎に調査審議の結果をまとめ、年度毎に区長に報告するものとする。

(団体推薦委員)

第3条 区長は、規則第3条で定める分野における活動を行う団体から活動目的、活動範囲、区内における活動実績を総合的に判断して選定した団体に委員の推薦を依頼するものとする。
2 前項において推薦を依頼された団体（以下「推薦団体」という。）は、「川崎区区民会議委員推薦書（第1号様式）」により、速やかに委員の推薦を行うものとする。
3 前項の規定により推薦され、委員の就任を承諾する者は、「川崎区区民会議委員就任承諾書（第3号様式）」（以下「就任承諾書」という。）を市長に提出するものとする。
4 推薦団体が委員を変更する場合には、「川崎区区民会議委員推薦変更届（第2号様式）」を市長に提出するものとする。

(公募委員)

第4条 条例第4条第2項第2号の委員の公募については、別に定める。
2 前項の公募により選任された者は、就任承諾書を市長に提出するものとする。

(区長選任委員)

第5条 条例第4条第2項第3号により選任され、これを承諾する者は、就任承諾書を市長に提出するものとする。

(委員の再任)

第6条 委員は、2期に限り再任されることができる。

(副委員長)

第7条 条例第5条に規定する副委員長の人数は2名とし、委員長の職務代理はあらかじめその指名する副委員長が行うものとする。

(専門部会)

第8条 条例第7条に規定する専門部会は、区民会議に諮り委員長が設置する。

(庶務)

第9条 区民会議の庶務は、まちづくり推進部企画課において処理する。

附則

この要綱は、平成18年4月20日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

川崎区区民会議運営要領

1 趣旨

川崎区区民会議の運営に関し必要な事項を定める。

2 会議

- (1) 区民会議は年4回開催を原則とし、委員、区民会議参与、傍聴者が参加しやすい時期、時間帯に配慮する。
- (2) 区民会議の議事は出席委員の一致により決することを原則とし、議長がこれにより難いと認める場合は区民会議に諮ったうえで適切な方法により決する。

3 幹事会

- (1) 円滑な会議運営を図るため、区民会議に幹事会を置く。
- (2) 幹事会は、委員長、副委員長及び委員長が指名する委員をもって構成する。
- (3) 幹事会は、委員長が招集し座長を務める。

4 専門部会

部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長が予め指名する委員が職務を代理する。

川崎区区民会議

検索



第4期川崎区区民会議中間報告書

平成25年3月

- ◆事務局 川崎区役所まちづくり推進部企画課
住所：〒210-8570 川崎区東田町8番地
電話：044-201-3267
FAX：044-201-3209

- ◆川崎区ホームページ（川崎区区民会議のページ）

<http://www.city.kawasaki.jp/61/61kawasakiku/kuminkaigi/index.html>